

東日本大震災の避難者の方々へ

金沢弁護士会ニュース Vol. 3

弁護士による無料相談 震災に関する法律問題全般について弁護士が助言いたします。

受付時間 平日 9:00～16:30

076-221-0242(金沢弁護士会)

政府による避難指示等に基づかずに自主的に避難した方へ

～平成23年12月6日に決定・公表された中間指針追補について～

Q1 中間指針追補の位置付けと内容は？

A1 政府による避難指示等に基づかずに自主的に避難した方や滞在した方の損害の賠償について、原子力損害賠償紛争審査会が決定した指針(目安)です。今後、この中間指針追補の決定を受けて、東京電力は、賠償金支払い体制の整備を含めて対応を検討することになるものと考えられます。

なお、この指針はあくまで、政府が東京電力に対して、少なくともこの方々に対してはこれだけの金額は支払いなさいと示したものに過ぎず、対象とされていない方による請求や指針に示された以上の金額の請求が一切できないということではありません。詳細は、Q7をご参照ください。

※ 中間指針追補は、文部科学省のサイト内の「原子力損害の賠償」のコーナーで閲覧可能です。

Q2 今回の中間指針追補が示した損害賠償の対象者は？

A2 福島原発事故(以下「本件事故」といいます。)が発生した時点において以下の「自主的避難等対象区域」内に生活の本拠としての住居があった方(以下「自主的避難等対象者」といいます。)が対象となります。避難した方だけでなく、避難せずに留まった方も対象となります。

本件事故発生時に以下の「避難指示等対象区域」内に住居があった方は、従前の中間指針による賠償の対象となっていました。別途、今回の中間指針追補による賠償の対象となる場合もありますので、詳細は上記の「弁護士による無料相談」をご利用の上、ご確認ください。

【自主的避難等対象区域】

県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中地域	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
相双地域	相馬市、新地町
いわき地域	いわき市

※避難指示等対象区域

南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、いわき市の一部、田村市の一部、伊達市の一部及び川俣町の一部

Q3 今回の中間指針追補は、いかなる損害項目について示したのですか？

A3 今回の中間指針追補は、自主的避難によって生じた精神的苦痛、生活費の増加費用、移動費用、自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合の精神的苦痛等に係る損害について示したものです。

なお、中間指針追補で明記されなかった損害項目(営業損害、就労不能に伴う損害等)が直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められる場合もあります。

Q4 今回の中間指針追補が示した損害額(精神的損害や生活費の増加費用等)はいくらですか？

A4 自主的避難等対象者のうち「子供及び妊婦」(※「子供」は、高校3年生及びこれに相当する年齢(満18歳)までが対象となるものと考えられます。)

→1人40万円(本件事故発生から平成23年12月末までの損害)

その他の自主的避難等対象者

→1人8万円(本件事故発生当初の時期の損害)

Q5 生活費の増加費用や移動費用は、個別の領収書を持ってきて実費請求すれば増額が認められるのですか？

A5 今回の中間指針追補は、生活費の増加費用や移動費用について、算定の目安となる損害額を示しているものです。したがって、今回の中間指針追補で示された損害額を超えると考えられる生活費増加費用等につきましては、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害として異なる賠償額が認められる場合があります。

Q6 今回の中間指針追補で示された慰謝料の支払いを受けたい場合には、どこに連絡をすればよいのですか？

A6 今回の中間指針追補の決定を受けて、東京電力は、賠償金支払い体制の整備を含めて対応を検討することになるものと考えられます。請求に関する具体的な手続きなどは、上記の「弁護士による無料相談」をご利用の上、ご確認ください。

Q7 今回の中間指針追補で示された「対象者」に該当しない人の損害や「損害項目」以外の損害については一切、請求が認められないのですか？

A7 今回の中間指針追補は、精神的損害や生活費の増加費用等の損害について、算定の目安となる損害額を示しているものです。したがって、個別具体的な事情に応じて、「対象者」以外の方の損害についても賠償の対象となる場合もあり得ますし、前述のとおり、中間指針追補で明記されなかった損害項目(営業損害、就労不能に伴う損害等)についても、相当因果関係のある損害と認められる場合もあります。

東京電力からの請求書類にはご注意を！！

- ・東京電力の損害賠償基準に記載されていないことについても賠償を受けられる可能性があります。
- ・東京電力からの請求書類を急いで出さないと権利を失ってしまうということはありません。
- ・東京電力に請求書を出す以外にも、訴訟や国が設置した原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介制度などの利用も可能です。少しでも疑問、不安な点がありましたら、弁護士に相談しながら一番よい解決手段をご検討されることをお勧めします。